

大分県自立支援協議会設置要綱

この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項に規定する障害者等への支援の体制の整備を図る機関として設置する大分県自立支援協議会（以下「県協議会」という。）に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第1条 県協議会は、市町村における体制整備に係る状況の把握、評価、整備方針に係る助言その他市町村における相談支援体制に関し、広域的又は専門的な観点からの取組を推進し、障がい者等の自立した日常生活又は社会生活の向上に資することを目的とする。

（所掌事務）

第2条 県協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- 1 市町村における相談支援体制の状況の把握、評価及び整備方針に関する助言を行うこと。
- 2 法第5条第17項の相談支援事業者に対する研修の在り方に関する協議を行うこと。
- 3 専門的分野における障がい者等に対する支援方策に関し、情報及び知識を共有するとともに、普及啓発を行うこと。
- 4 市町村相談支援機能強化事業及び県の相談支援体制整備事業等による市町村の相談支援体制への支援に関する協議を行うこと。
- 5 大分県障がい福祉計画を定め、又は変更するにあたって意見を述べること。
- 6 第1号から前号までに掲げるもののほか、障がい者等への相談支援に関し必要な事項

（構成）

第3条 県協議会の委員は、20名以内とし、次に掲げる者の中から大分県福祉保健部長が委嘱する。

- 1 障がい者の相談支援に関し相当な知識及び経験を有する者
- 2 障がい者の代表

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第5条 県協議会に委員の互選により会長1名を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、県協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、第1項の規定に準じて選任された委員が会長代行として会長の職務を代行する。

（会議）

第6条 県協議会の会議は必要に応じ会長が招集し、会長が議長を務める。

- 2 会長は、必要があると認める場合には、委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（部会）

第7条 会長は、必要があると認める場合には、県協議会に部会を置くことができる。

（事務局）

第8条 県協議会の事務局は、福祉保健部障害福祉課に置く。

（運営の細目）

第9条 この要綱に定めるもののほか、県協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。